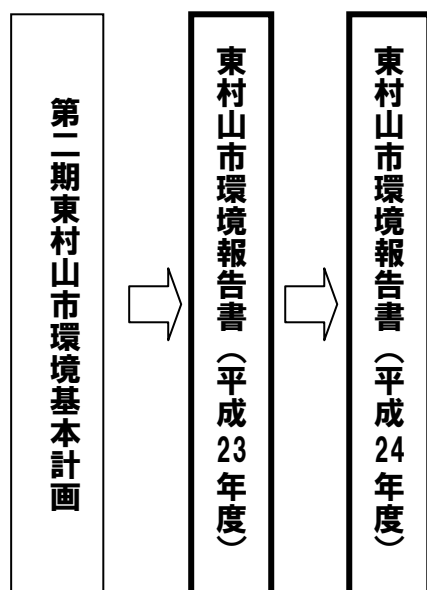
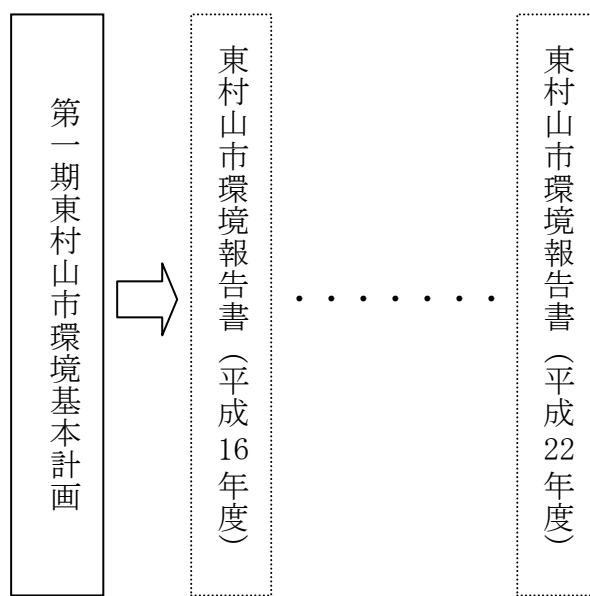


第1章 東村山市環境報告書の位置づけ

昨今の多様化しつつある地域環境問題、さらには顕在化しつつある地球規模の環境問題へも対応するため、市では平成14年に「東村山市環境を守り育むための基本条例」を制定しました。また、本条例の目的、理念及び基本的施策等を実現するために、東村山市がめざす環境像と具体的な目標、施策の基本的方針等を設定し、総合的かつ計画的に環境行政を推進するため、平成16年3月に「第一期東村山市環境基本計画」を、平成23年3月に「第二期東村山市環境基本計画」を策定いたしました。

同条例第11条では、この環境基本計画に基づく施策の実施状況等に関する報告書を作成することとされており、本報告書はこの規定に基づいて作成したものです。これまで「第一期東村山市環境基本計画」において、平成16年度版から22年度版を発行しており、今回「第二期東村山市環境基本計画」において、平成24年度版を作成いたしました。



第2章 計画の体系

「東村山市環境基本計画」で示されている計画の体系は、下表のとおりです。

計画の体系

目標	項目	分野	基本方針
地球環境の保全	1 地球温暖化対策の推進	1 低炭素まちづくりの推進	低炭素まちづくりの推進
	2 省エネルギー・省資源の推進	2 再生可能エネルギーの利用推進 1 省エネルギーの推進 2 省資源の推進	再生可能エネルギーの利用推進 省エネルギーの推進 省資源の推進
生活環境の保全	1 大気汚染、水質汚染、土壌汚染の防止、化学物質の適正管理	1 大気汚染対策 2 水質汚染対策 3 土壌汚染対策 4 化学物質の適正管理	自動車や事業所からの大気汚染物質の排出抑制 事業所や家庭からの水質汚染物質の排出抑制 土壌汚染の防止及び回復の推進 化学物質の監視、管理の推進
	2 都市生活型公害への取り組み	1 騒音・振動対策	道路交通、鉄道、建設工事、事業所の騒音・振動の防止
	3 ごみの減量・資源化、適正処理の推進	1 都市生活型公害への取り組み 1 ごみの減量・資源化の推進 2 ごみの適正処理の推進	悪臭防止、カラオケ・近隣騒音等の防止、路上喫煙の防止、喫煙マナーの向上 ごみの減量・資源化の推進 ごみの適正処理の推進
地域環境の保全	1 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復	1 自然のみどりの保全 2 市街地のみどりの保全 3 公園や水辺のみどりの保全	緑木林と丘陵地の保全と再生 まちの緑化の推進 自然に親しめる場の整備と促進
	2 農地の保全と育成	1 地産地消の推進	地域農業の盛興と農地の保全
	3 水辺環境の整備、水循環の保全・回復	1 水辺環境の整備 2 水循環の保全・回復	環境に配慮した水辺環境の保全・回復の促進 雨水浸透の促進と地下水の雇用抑制、湧水の復活
	4 生態系・生物多様性の保全	1 動植物の生態系・環境の保護	生物の生息地の保全と野生生物の保護
歴史的・文化的環境の保全	1 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成	1 まちの美しさの形成 2 まちの清潔さの保全	地域に調和した景観の形成 ごみの不燃・燃焼の防止
	2 歴史的・文化的遺産の保全	1 歴史的・文化的遺産の保全	歴史的・文化的遺産の調査研究・保護・活用、周辺の環境の整備、ネットワークの充実
共通的事項	1 環境学習・環境教育の推進	1 環境学習・環境教育の推進	
	2 市民・事業者・市のパートナーシップの構築	2 市民・事業者・市のパートナーシップの構築	

第3章 計画の重点目標

1. めざす環境像

東村山市環境基本計画では、計画全体でめざす東村山市の環境上の目標を表すため、総括的・象徴的に表現した理想の環境像を以下のように定めております。

『 環境をまもり、豊かなところを育むまち 』

2. 環境保全・回復・創造における重点目標

本計画においては、東村山市の特性、東村山市における環境問題の現状や地球規模に及ぶ影響の深刻さや現象の不可逆性（もとに戻らないこと）等を考慮し、以下のとおり重点的に取り組む施策を掲げます。

(1) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出削減を徹底することを重点目標とします。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについて、市内の公共施設・庁舎、事業者、家庭から排出される状況の実態把握を行い、排出削減の指導、啓発を推進していきます。

(2) 省エネルギー・省資源の推進

省エネルギー・省資源を徹底することを重点目標とします。

地産地消の推進や節水などの省エネルギー・省資源行動を啓発するとともに、それらにつながる有効な製品等の導入を促進していきます。

(3) 大気汚染、水質汚染、土壌汚染の防止、化学物質の適正管理

大気、水質、土壌の汚染の防止および化学物質の適正管理を徹底することを重点目標とします。

自動車からの排ガスなどに起因した窒素酸化物・浮遊粒子状物質等の環境基準を達成するため、大気汚染対策をさらに推進していきます。

また、河川の水質改善を進め、土壌汚染や環境中への化学物質の排出の実態把握と対策を進めていきます。

(4) 都市生活型公害への取り組み

騒音、振動、悪臭の発生防止、路上喫煙の防止を徹底することを重点目標とします。

主要幹線道路における騒音の環境基準を達成するため、適正運転の徹底等の啓発を推進していきます。悪臭や路上喫煙の苦情発生防止のため、事業所や家庭における対策や喫煙者への指導・啓発をさらに進めていきます。

(5) ごみの減量・資源化、適正処理の推進

廃棄物の発生抑制・分別・資源化・適正処理を徹底することを重点目標とします。

分別回収や、有料化などの経済的な手法により、ごみの総量は減少傾向にあります。さらなる発生抑制・資源化を推進していきます。

(6) 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復

自然のみどりである里山を保全し、緑被率を維持することを重点目標とします。

雑木林、屋敷林、街路樹、公園緑地を確保し、自然に親しめるまちづくりを推進していきます。

(7) 農地の保全と育成

農地の多面的機能を生かすまちづくりに取り組み、低炭素社会を築くために地産地消を進めることを重点目標とします。

農地は、食物生産の基盤であるとともに、まちに潤いをもたらし、ゆとりある空間を創出することから、保全を図るとともに、農産物の流通を促進していきます。

(8) 水辺環境の整備、水循環の保全・回復

自然に恵まれた水辺を保全し、水循環の機能を回復し、維持することを重点目標とします。

自然型護岸の水辺や緑地を保全し、地表の雨水浸透性を高めることで土地の水循環機能の回復を図っていきます。

(9) 生態系・生物多様性の保全

動植物の保護、生物の生息・生育環境、生物多様性の保全を進めることを重点目標とします。

雑木林や水辺などの生物の自然な生育環境を確保し、減少しつつある動植物の保護を図っていきます。生物の生息環境の保全につながるよう、市内や周辺地域の緑地間のネットワーク化を推進していきます。

(10) 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成

自然やまちなみに調和した美しい景観を保全し、まちの清潔さを維持することを重点目標とします。

地域環境を損ねないようなまちの美しさを形成し、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止していきます。

(11) 歴史的、文化的遺産の保全

歴史的、文化的遺産の保護、周辺環境の整備、緑道などによるネットワークの充実を重点目標とします。

国、都、市指定文化財の保護、調査、活用、情報発信を進め、周辺環境、道路などの整備を図るとともに、相互を結ぶネットワークによりこれらの連携を図っていきます。

第4章 計画の評価体制

「東村山市環境基本計画」に定める施策は、4部12課にわたり推進しており、その着実な実効性を確保していくためには、実施状況等に関する点検評価を確実に実施していくことが重要です。そこで当市では、関係所管課長で構成され都市環境部長を部会長とする東村山市環境行政推進庁内検討部会（以下、庁内検討部会）、全部長で構成され副市長を本部長とする東村山市環境行政推進本部（以下、推進本部）を組織・活用するという体制を「第一期東村山市環境基本計画」で整備しました。これには、市内部で横断的かつ階層的なシステムを構築することで、全庁的な環境行政の推進を可能なものにしようという狙いがあります。具体的には、以下のとおり4段階（①～④）の点検評価を行っていくこととなります。

まず、日頃業務を担当、推進している各所管（①）自らが、所定の自己点検評価シートへ、実施状況や5段階評価（評価の高い順にS、A、B、C、D）等を記入し、評価を行います。次に、この評価内容に基づいて、庁内検討部会（②）、推進本部（③）と、順次合議のもと評価を実施し、市の点検評価結果を確定します。この結果を概ね3年毎（または必要に応じて随時）に市民・事業者・有識者で構成される環境審議会（④）に諮り、最終的な点検評価を行っております。

第5章 平成24年度における計画の目標達成状況等

環境基本計画では、庁内の自己点検評価は各年度単位で行い、東村山市環境審議会による点検評価は、概ね3年毎（または必要に応じて随時）になっております。（今年度は環境審議会による点検評価は実施しておりません。）

次ページからは、施策の達成状況について掲載しました。

点 検 評 価 基 準

点検評価基準	これまでの実績に明らかに上乘せされた、若しくは目標が達成された	S
	これまでの実績に上乘せされた	A
	これまでの実績を維持した	B
	これまでの実績より後退した	C
	これまでの実績より明らかに後退した、若しくは実施していない	D